

報告第2号

前橋市国民健康保険税条例の改正の専決処分について

前橋市国民健康保険税条例（昭和35年前橋市条例第15号）の改正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

令和6年5月8日提出

前橋市長 小川 晶

別紙

専 決 処 分 書

前橋市国民健康保険税条例の改正について

前橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

前橋市国民健康保険税条例（昭和35年前橋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の前橋市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年3月30日

前橋市長 小 川 晶